

政令第十五号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第四項及び第八十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一機械器具の項第七十二号の次に次の一号を加える。

七十二の二 コンタクトレンズ（視力補正用のものを除く。）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から起算して九月を経過した日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の薬事法施行令別表第一機械器具の項第七十二号の二に掲げる機械器具（以

下「非視力補正用コンタクトレンズ」という。）であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、薬事法第六十三条及び第六十三条の二並びに第六十四条において準用する同法第五十三条から第五十五条まで（同条第二項を除く。）の規定は、適用しない。ただし、この政令の施行後に医療機器の製造販売業者が販売し、賃貸し、又は授与する場合は、この限りでない。

2 この政令の施行前に薬事法第十三条の三の認定を受けていない製造所（外国にある製造所に限る。）において製造された非視力補正用コンタクトレンズについては、同法第六十四条において準用する同法第十五条第二項の規定は、適用しない。

（施行前の準備）

第三条 非視力補正用コンタクトレンズに係る薬事法第十二条第一項若しくは第十三条第一項の許可又は同法第十三条の三第一項の認定の手續は、この政令の施行前においても行うことができる。

（省令への委任）

第四条 この附則に規定するもののほか、この政令の施行に伴い、非視力補正用コンタクトレンズに関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

2 非視力補正用コンタクトレンズであつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに
関しては、前項中「厚生労働省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。